VI 調査票



# 令和6年度 旭川市男女共同参画に関する市民意識調査

旭川市では、性別にとらわれることなく誰もがその能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、第2次あさひかわ男女共同参画基本計画を基に様々な取組を進めています。

令和7年度に、関係計画を包括し現状に即した男女共同参画基本計画として、新たに(仮称)男 女共同参画プランを策定し、より一層施策の推進を図っていくこととしております。

そこで,新たなプラン策定の基礎資料とするため,市民の皆様を対象として,男女共同参画に関 する意識調査を実施いたします。

本調査は、18歳以上の旭川市民の中から2,000人を無作為に抽出して依頼しており、回答は無記名方式で、調査結果は全て統計処理をした上で活用するため、個人が特定されたり、個別の回答が公表されたりすることはありません。

ご多忙中誠に恐縮ですが、アンケートに回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

令和6年9月 旭川市長 今津 寬介

# ご記入にあたって

- 調査票の回答は、宛名の方ご本人にお願いします。 宛名の方がご自身で記入できない場合には、ご家族の方などの代理記入でも構いません。
- 2 回答は、設問ごとの説明にしたがって、あてはまる番号(数字)に○をつけてください。
- 3 回答は、次のいずれかの方法で、9月30日(月)までにお願いいたします。
  - ご記入いただいた調査票を、同封の返信用封筒を使用して無記名で投函
  - 右記の二次元コードから回答フォームに入力して送信

電子フォームでの 回答はこちらから

4 お問合せ先 旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課 〒070-8525

> 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎6階 電話 (0166)25-9785 FAX(0166)24-7833

電子メール joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp



はじめに あなた (宛名ご本人) について教えてください。あてはまる番号にそれぞれ I つずつOをつけてください。

	1.18~19歳	2. 20~29 歳 3. 30~39 歳
年齡	4.40~49歳	5.50~59歳 6.60~69歳
	7.70 歳以上	
性別	1. 女性	2. 男性 (※戸籍上の性別)
用たの紙細状の	1. 未婚	2. 既婚(事実婚,パートナーを含む)
現在の婚姻状況	3, 既婚(離別·死別)	
111 144 14E -49	1. 単身世帯	2.  世代世帯(配偶者・パートナー)
世帯構成	3. 2世代世帯 (親と子)	4. 3世代世帯 (親と子と孫) 5. その他
	<ol> <li>会社・団体等の役員</li> </ol>	2. 正規の社員・職員 3. 派遣・契約社
職業	4、パート・アルバイト	5. 自営業·家族従業 6. 家事専業
	7. 学生	8. 無職 9. その他



## I 男女平等の意識

### 1 役割分担意識

【問1】あなたは、次にあげる分野で男女は平等になっていると思いますか。(1)から(8)までのそれぞれ について、 1~6のうち、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

	優遇されている	優遇されている 男性の方が どちらかといえば	平等になっている	優遇されている 女性の方が といえば	優遇されている女性の方が	わからない
(1) 家庭生活の場	1	2	3	4	5	6
(2) 職場	- 1	2	3	4	5	6
(3) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(4) 地域社会	1	2	3	4	5	6
(5) 政治の場	- 1	2	3	4	5	6
(6) 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
(7) 社会通念・習慣・しきたり	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体	1	2	3	4	5	6

【間2】あなたは、政治や会社などにおいて、政策・方針を決定する場に女性の参画が少ない理由につ いて、どのように考えますか。次の中から、あてはまる番号に全て○をつけてください。

1 男性優位の組織運営になっているから

2 性別による男女の役割分担意識が強いから

3 配偶者等家族の支援・協力が得られないから 4 育児・介護等サービスが不十分だから

5 男性の同僚等が女性リーダーを望まないから 6 女性の同僚等が女性リーダーを望まないから

7 顧客が女性リーダーを望まないから

8 女性自身がリーダーになることを望まないから

9 女性の能力を向上させる機会が不十分だから IO 現状,知識・経験を持つ女性が少ないから

11 わからない

12 その他(

【間3】あなたの,あるいは子どもなどの進路や就職先,職業の選択において性別を意識しますか。次 の中から、あてはまる番号にⅠつだけ○をつけてください。

Ⅰ かなり意識している

2 どちらかといえば意識している

3 どちらかといえば意識していない 4 ほとんど (全く) 意識していない

5 わからない

【間4】あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどのように思いますか。あてはま る番号にⅠつだけ○をつけてください。

Ⅰ 賛成である

2 どちらかといえば賛成である

3 どちらかといえば反対である

4 反対である

5 わからない



#### 2 家庭生活

【問5】男性の育児休業や介護休業についてどう思いますか。次の中からあてはまる番号にⅠつだけ○ をつけてください。

- Ⅰ 男性も積極的に取得すべき
- 2 男性の取得は賛成だが、現実的には難しいと思う
- 3 他に育児・介護を担うものがいない場合は、取得もやむを得ない
- 4 男性は育児・介護休暇を取得する必要がない、取得すべきではない
- 5 わからない

【問6】男性が家事や育児,介護に積極的に参画していくためには,どのようなことが必要だと思いま すか。次の中から、あてはまる番号に全て○をつけてください。

- Ⅰ 男性の抵抗感をなくす
- 3 年配者や周りの人が当事者の考え方を尊重する 4 家事への社会的評価を高める
- 5 夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかる 6 職場における理解を進める
- 7 性別に関わらず家庭参画する意識を持たせる教育 8 仕事中心の生き方・考え方を改める
- 9 労働時間短縮や休暇制度の充実
- II 男性が相談しやすい窓口やネットワークづくり
- 13わからない

- 2 女性の抵抗感をなくす

- 10 啓発や情報提供
- 12 特に必要なことはない
- 14 その他(

#### 3 職業・就労

【問7】女性が職業をもつことについて、あなたはどう思いますか。次の中から、あてはまる番号に1 つだけ○をつけてください。

- 4 女性は職業をもたず、家事(育児・介護を含む)に専念する方がよい
- 2 結婚を機に仕事を辞め、家事に専念する方がよい
- 3 出産を機に仕事を辞め、家事に専念する方がよい
- 4 出産後は家事に専念し、子どもが手を離れたら仕事を再開する方がよい
- 5 結婚や出産に関わらず、ずっと働き続ける方がよい
- 6 各自で自由に決めるのがよい
- 7 わからない

【間8】女性が仕事を続ける上で、支障となっているものは何だと思いますか。次の中から、あてはま る番号に全て○をつけてください。

- 1 家庭内での家事育児等への負担の偏り
- 3 家族の理解・協力が得られにくい
- 5 「男性は仕事、女性は家庭」という社会通念 6 昇進・給与など職場待遇での男女格差
- 7 長時間労働など労働条件が整っていない
- 9 女性自身の仕事に対する自覚の不足
- | | 月経や更年期などの女性特有の健康課題
- 13 その他(

- 2 保育や介護に係るサービスの不足
- 4 職場の理解・協力が得られにくい
- 8 企業側の結婚・出産した女性を敬遠する傾向
- 10 共働きにおける男性キャリアを優先する傾向
- 12 支障になることは特にない

)



)

#### 令和6年度 旭川市男女共同参画に関する市民意識調査

【問9】女性が働き続けるためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、あては まる番号に全て○をつけてください。

- I 子育て支援や介護サービスの充実
- 3 女性が働ける職場・職種の増加
- 5 長時間労働是正などの働き方改革
- 7 女性の就労継続への周囲の理解・意識改革
- 9 女性の労働待遇の改善(昇進・給与等)
- 11 女性特有の健康課題に配慮した就労環境の整備 12 その他(
- 2 男性の家事・育児などへの参画
- 4 職場における仕事と生活の両立支援の充実
- 6 在宅勤務などの多様な働き方の推進
- 8 結婚・出産退職後の再雇用制度の充実
- 10 共働き世帯へのキャリア形成支援

### 4 婚姻, 夫婦の名字・姓

【問 10】結婚・家庭・離婚に関する次のような考え方について、どのようにお考えですか。(1)から(10)ま でのそれぞれについて、1~5のうち、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

		そう思う	そう思うどちらかというと	そう思わない	そう思わない	わからない
(1)	結婚はしてもしなくてどちらでもよい	1	2	3	4	5
(2)	結婚せずに子どもを持つことはよくない	- 1	2	3	4	5
(3)	結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	- 1	2	3	4	5
(4)	自分自身の生活よりも子どものことを大切にしたい	- 1	2	3	4	5
(5)	子どもの世話の大部分は男性でも女性でもできる	- 1	2	3	4	5
(6)	自身の生活や精神の安定を図るため、託児や介護、家事代行サー ビスを積極的に活用してもよい	Ē	2	3	4	5
(7)	未成年の子どもがいる場合、事情があっても離婚しない方がよい	1.	2	3	4	5
(8)	結婚しても,相手に満足できないときは離婚すればよい	- 1	2	3	4	5
(9)	選択的夫婦別姓制度に賛成である	- 1	2	3	4	5
(10)	結婚して戸籍上の名字・姓が変わった場合, 働くときに旧姓を通 称として使用したいと思う。	Ĺ	2	3	4	5

# 5 防災・災害時対応

【間 11】防災や災害時において、性別に配慮した対応をするためにどのような取組が必要だと思います か。次の中から,あてはまる番号に全て○をつけてください。

- Ⅰ 防災や災害時対応に関する会議の女性割合を高める
- 2 防災研修や訓練に男女共同参画の視点を反映させる
- 3 地域の自主防災を担う女性人材の育成
- 4 男女のニーズに配慮した物資の備蓄
- 5 避難所の運営,運営方針の決定などにおいて、女性と男性が共に参加すること
- 6 多目的トイレや女性専用スペース、個室更衣室の設置など、配慮を要する避難者への対応
- 7 性暴力や DV, セクシュアル・ハラスメントに対応できる相談体制や対応の強化
- 8 特にない
- 9 その他(

)



## Ⅱ 仕事と生活の調和

【問 12】一般的に、男女が共に仕事と家庭生活を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。次の中から、当てはまる番号に3つまで○をつけてください。

- Ⅰ 育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境(職場の雰囲気,代替職員の確保など)
- 2 経済的支援の充実(育児・介護休業中の賃金や手当支給など)
- 3 育児や介護に関する施設やサービスの充実
- 4 柔軟な勤務制度(在宅勤務,時間短縮勤務,フレックスタイム制度など)
- 5 職場内コミュニケーションの充実
- 6 長時間労働の是正
- 7 ジョブリターン制度(復職制度)の導入
- 8 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割分担意識の解消
- 9 人事評価制度の改善
- 10わからない
- 11 その他(

Ⅲ 男女の人権

# I DV・ハラスメント

【問 13】 あなたは、配偶者 (事実婚を含む) や恋人から相手に対して、次のようなことが行われた場合、暴力だと思いますか。(1)から(12)までのそれぞれについて、 1 ~ 4 のうちあてはまる番号に 1 つずつ○をつけてください。

		暴力にあたると思うどのような場合でも	そうでない場合があると思う暴力にあたる場合と	暴力にあたると思わない	わからない
(1)	平手で打つ	1	2	3	4
(2)	足で蹴る	1	2	3	4
(3)	身体を傷つける可能性のあるもので殴る	- 1	2	3	4
(4)	殴るふりをして脅す	1	2	3	4
(5)	刃物などを突きつけて脅す	1	2	3	4
(6)	相手が嫌がっているのに性的行為を強制する	- 1	2	3	4
(7)	見たくないのにアダルト映像などを見せる	- 1	2	3	4
(8)	何を言っても長時間無視し続ける	- 1	2	3	4
(9)	交友関係や電話などを細かく監視する	1	2	3	4
(10)	「バカ」「役立たず」など人格否定することを言う	1	2	3	4
(11)	大声でどなる	L	2	3	4
(12)	生活費を渡さない	1	2	3	4

5

)



)

令和6年度 旭川市男女共同参画に関する市民意識調査

【問 14】あなたはこれまで、DV(配偶者からの暴力)やデートDV(交際相手からの暴力)、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(女性への妊娠・出産・育児に関する嫌がらせ)、パタニティ・ハラスメント(男性への育児に関する嫌がらせ)を直接経験したことや、見聞きしたことはありますか。(1)~(5)の「自分自身」と「自分以外の人」のそれぞれについて、あてはまる方にⅠつずつ○をつけてください。

	自分自身		自分以外の人	
	直接経験した ことがある	直接経験した ことはない	見聞きしたこ とがある	見聞きしたこ とはない
(1) DV				
(2) デートDV				
(3) セクシャル・ハラスメント				
(4) マタニティ・ハラスメント				
(5) パタニティ・ハラスメント				

【間 15】もし、あなたがDVやハラスメントの被害に遭ったときは、どこに相談しますか。「DV」、「デートDV」、「セクハラ」、「マタハラ/パタハラ」のそれぞれについて、 $1 \sim 10$ のうち、あてはまる番号を3つまで選びOを付けてください。

	DV	デートDV	セクハラ	マタハラ
家族,親族	1	- 1	1	1
友人,知人	2	2	2	2
警察	3	3	3	3
医師,カウンセラー	4	4	4	4
弁護士(法テラス,市民相談等の法律相談)	5	5	5	5
行政の相談機関	6	6	6	6
民間の相談機関	7	7	7	7
職場,学校	8	8	8	8
その他	9	9	9	9
誰にも相談しない	10	10	10	10

## 2 経済的困窮

【間 16】貧困の女性化・高齢化が指摘されていますが、あなたは、女性が男性に比べ経済的困窮に陥り やすい原因は何だと思いますか。次の中から、あてはまる番号に全て○をつけてください。

- Ⅰ 男性が稼ぎ、女性は主に家事育児を行うことを標準的家庭とした労働や社会保障のあり方
- 2 結婚・出産を契機とした女性の退職の慣行
- 3 女性は職業を持っていても、家庭での役割を満たすべきという社会意識や圧力
- 4 家庭内で家事に費やす時間の男女間格差
- 5 職業現場における男女間の待遇格差(昇給,昇格,賃金,雇用形態など)
- 6 正規雇用での再就職の難しさ
- 7 ひとり親家庭における十分な収入獲得(子育てと就労の両立,養育費確保)の困難さ
- 8 核家族や単身世帯の増加
- 9 その他(

10 特に原因はない

11 わからない



### 3 性暴力被害

【間 17】あなたは,次の行為のうち,性暴力だと思うものはどれですか。次の中から,あてはまる番号 に全て○をつけてください。

1 服を脱がされる

3 着替えやトイレ、入浴をのぞかれる

5 望まないキスや性行為をさせられる

7 避妊に協力してくれない

9 裸や下着姿の画像を送るように言われる

11 アダルトコンテンツを無理やり見せられる 12 あてはまるものはない

2 プライベートゾーンを触られる

4 アルコールや薬物を使用して性行為をされる

6 セクハラや性的な嫌がらせを受ける

8 裸や下着姿の写真・動画を撮られる

10 アダルトビデオへの出演を無理強いされる

【間 18】あなたは、性暴力被害について相談できる窓口があることを知っていますか。次の中から、あ てはまる番号に全て○をつけてください。

1 性暴力被害支援センター北海道(さくらこ)

2 警察

3 民間団体

)

4 その他(

5 知っているものはない

【間 19】あなたは,性犯罪・性暴力対策として必要だと考えるものはどれですか。次の中から,あては まる番号に全て○をつけてください。

I 性犯罪への厳正かつ適切な対処に係る法整備 2 被害者の二次被害の防止・プライバシー保護

3 被害申告や相談しやすい環境整備

5 若年層の性暴力被害予防や社会全体への啓発 6 手厚い被害者支援の確立

7 発達段階に応じた性教育

8 インターネット上の性暴力等への対応

9 AV 出演被害の防止及び被害者救済

10 その他(

4 再犯防止対策の強化

## Ⅳ 性の多様性

【間 20】あなたは、現在、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思います か。次の中から、あてはまる番号にⅠつだけ○をつけてください。

| 思う

2 どちらかといえば思う

3 どちらかといえば思わない

4 思わない

5 どちらともいえない

6 わからない

【問21】あなたの身近に性的少数者の方はいますか。次の中から、あてはまる番号にⅠつだけ○をつけ てください。

1 いる

2 いない・いないと思う

3 わからない

【間 22】あなたは,性的少数者に対する理解の促進や支援には,どのような取組が必要だと思いますか。 次の中から、あてはまる番号に全て○をつけてください。

Ⅰ 職場や学校等における理解の促進

2 パートナーシップ制度の導入

3 専門相談窓口の設置・充実

4 行政機関による啓発や広報活動の推進

5 職場や学校等のトイレや更衣室の改善

6 申請書や届出書など各種書式の性別欄の改善

7 悩みや情報が共有できる居場所づくり

8 情報提供・情報発信

9 企業の DEI (※) への取組の可視化

11 その他(

10わからない

※DEI:あらゆる人が公平に扱われ、尊重され、組織・社会において包括される状態を目指すこと



)

令和6年度 旭川市男女共同参画に関する市民意識調査

## V 男女共同参画に関する認知度

【間 23】 あなたは、次の言葉について、どの程度ご存知ですか。(1)から(9)までのそれぞれについて、 $1 \sim 3$  のうち、あてはまる番号に1つずつ $\bigcirc$ をつけてください。

	内容まで	見聞きした	知らない
	知っている	ことはある	知らない
(1) 男女共同参画社会	1	2	3
(2) ポジティブアクション (積極的改善処置)	T.	2	3
(3) ジェンダー	1	2	3
(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1	2	3
(5) ワーク・ライフ・パランス	1	2	3
(6) DV	1	2	3
(7) デートDV	1	2	3
(8) 性的少数者	1	2	3
(9) LGBTQ	T	2	3
(10) アウティング	I.	2	3
(11) 女子差別撤廃条約	1	2	3
(12) 男女共同参画社会基本法	T.	2	3
(13) 男女雇用機会均等法	T.	2	3
(14) 育児・介護休業法	1	2	3
(I5) 配偶者暴力防止法 (DV防止法)	T.	2	3
(16) 女性活躍推進法	1	2	3
(17) 女性支援新法 (困難女性支援法)	1	2	3
(18) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
(19) 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	T.	2	3

【間 24】あなたは、男女共同参画社会の実現に向けて、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から、あてはまる番号に全て○をつけてください。

- Ⅰ 男女平等や人権尊重の意識を高めるための広報や啓発活動
- 2 学校教育等における男女平等と相互理解についての学習機会の充実
- 3 政策や方針決定の場への女性の積極的な登用
- 4 男女が共に仕事と家庭を両立することができる環境の整備
- 5 職場における男女の均等な取扱いに関する周知・啓発
- 6 女性の就労継続や再就職、キャリア形成への支援
- 7 女性に対するあらゆる暴力 (DV, 性暴力, セクハラ, ストーカーなど) を根絶するための取組
- 8 女性の心身の健康づくりや母子保健対策
- 9 女性や男性の生き方や悩みに関する相談機能の充実
- 10 多様な性の在り方について正しい理解を深めるための啓発や支援
- 11その他(
- 12 特にない
- 13わからない

以上でアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。 I ページ目に掲載されている二次元 コードから回答フォームに入力するか、同封の折り畳み返信用封筒に封入し投函してください。

編集・発行

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目

TEL 0166-25-9785

FAX 0166-24-7833

E-Mail joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

令和6年12月発行